

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成24年2月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン名取上余田
名取市上余田字千刈田324 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）スーパーセンタートリアル名取店
名取市上余田字千刈田324 外
（変更後）（仮称）ヨークタウン名取上余田
名取市上余田字千刈田324 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成 勝博
埼玉県上尾市上298番地の1
（変更後）株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 5 変更の年月日
平成24年10月11日
- 6 届出年月日
平成24年2月10日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間
平成24年2月29日から平成24年6月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。